

[事案 26-134] 新契約無効請求

・平成 27 年 6 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

募集人による契約内容に関する虚偽の説明があったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 7 月、こども保険から転換で加入した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、転換前契約が継続していた場合に受け取ることができた満期保険金等を支払ってほしい（請求①）。もしくは転換後契約について特約保険料を全額返還してほしい（請求②）。

- (1) 募集人から「積立金や掛け金に変更がなく保障が手厚くなる」と説明され、転換前契約と同一の契約で保障が良くなったのみであると誤って認識していた。
- (2) 募集人から、説明文書の交付は受けず、新たな契約である旨の説明等もなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、提案書等の書面を使用して適切に説明しており、募集人が虚偽の説明を行った事実はないので、募集人の不法行為や申立人の誤信は認められない。
- (2) 仮に誤信があったとしても、申立人には重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の前配偶者、ならびに募集人に対して、申立人が主張する募集行為の不適切性の有無を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不法行為は認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 転換前契約は一定年限で一時金が支払われ、満期時には満期保険金も支払われるものであり、子どもの教育資金の積立てを目的としている。転換後契約は一時金、満期保険金の給付はないが、主契約部分は積立金と同様であり、その金額設定によっては同様の目的を達せられるという意味で似た保険であるといえる。よって、募集人が転換後契約を勧めること自体に問題があるとは言えないが、転換前契約は保険料の積立金充当割合が多く、また保護者の事故の場合でも保険金が支払われるところ、転換後契約は異なる。よって、募集人は相違点を明示して契約者の選択に委ねるべきであるが、両者の相違を十分に認識できるような説明を行ったとは必ずしも認められない。
- (2) 被保険者 2 名は契約時 7 歳および 4 歳であり、死亡保険金が約 2,500 万円の定期保険特約を付す理由は見当たらない。事情聴取によると募集人は、いつも提示している金額であり、契約者が異なる意向を示した場合には別の金額を提案するとのことであるが、そこには契約者の意向を最大限汲み取って提案をする姿勢が見られない。

(3)さらに、募集人は契約者と面談をしておらず、面談していれば、契約者の不注意も防ぐことができた可能性は否定できない。加えて、紛争当初、募集人は契約者と面談したと報告しており、後にこの報告を覆しているものと推測されるが、当初から無面接であることを会社に報告していれば、より早期に本件は解決した可能性がある。

<参考>

○募集人の不法行為が認められない理由は、以下のとおり。

(1)申立人の主張の整理

申立人は、転換前後の契約を、同一契約の内容を一部変更したものと認識していたとして、要素の錯誤による無効、あるいは募集人が虚偽の事実を告げて申立人の前配偶者を欺罔したものであるとして、詐欺による取消しを主張し、転換前契約の復活を求めているものと判断する。

(2)錯誤による無効

転換後契約の申込書には、署名欄のすぐ下に契約内容が記載されており、特に特約の定期保険部分については明らかに転換前契約とは異なる。また、新たに告知もしており、転換前後の契約が同一契約、あるいは同一内容の契約であったと認識したとは推測できない。

(3)詐欺による取消し

募集人が故意に欺罔行為を行った事実は認められなかったため、申立人の詐欺による取消しの主張は認められない。